

権利関係②③ 委任

○×式確認問題 【問題】

＊ 解答をするときは、必ずどこで判断したかを、下線を引くなどして明確にチェックを入れて、正誤判断をすること。不明なところは？マークを入れておくと後から復習しやすい。

- 1 委任契約は、特約がない限り、受任者に報酬を支払う義務がある契約である。
- 2 委任者は、受任者が委任による事務処理を行うに当たり、必要な費用を請求された場合には、当該事務処理終了後に支払う義務を負う。
- 3 委任契約の受任者は、報酬の有無にかかわらず、善良な管理者の注意をもって委任された事務を処理する必要はない。
- 4 委任契約の受任者は、委任事務に関する報告を定期的に行わなければならない義務を負う。
- 5 委任契約の当事者は、いつでも告知によって、委任契約を解除することができる。ただし、相手方が不利な時期等に解除した場合やむを得ない場合を除いて、損害を賠償しなければならない。これにより契約が解除されると、その効果は起算日にさかのぼる。